

令和元年度第5回京丹後市まちづくり委員会 会議録

- 1 開催日時：令和元年12月13日（金）午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所：京丹後市役所 201・202会議室
- 3 出席者：○京丹後市まちづくり委員会委員
中谷真憲委員、大庭哲治委員、吉岡和信委員、川戸一生委員、
野々垣里美委員、奥野美智恵委員、土出尉恵委員、味田佳子委員、
小林朝子委員
○京丹後市まちづくり委員会 新川達郎アドバイザー
○新井政策総括監兼市長公室長
○川口地域支援・定住対策監
○森戸理事兼弥栄市民局長
○政策企画課 谷口課長、平補佐、小林主任
- 4 次第
 - (1) 開会
 - (2) 会長挨拶
 - (3) 会議録確認者の指名
 - (4) 審議
「京丹後市まちづくり基本条例」の検討及び見直しに係る答申（案）について
 - (5) その他
 - (6) 閉会 職務代理挨拶
- 5 傍聴者・報道関係者 出席者数0人

《議事経緯》

事務局： 定刻となりましたので、ただ今から第5回となります、京丹後市まちづくり委員会を開催させていただきます。本日の会議は公開とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

また本日の委員会につきましては、中西委員と吉岡高博委員、また急遽ですけれども越江委員からご欠席の連絡を頂いておりますが、京丹後市まちづくり委員会条例第7条第2項の規定によりまして、委員会の過半数の出席がありますので、本日の会議が成立していることをご報告させていただきます。なお、今年度の京丹後市まちづくり委員会につきましては、今回が最後の委員会と予定しておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

います。

それでは、開会にあたりまして、中谷会長からご挨拶を頂きたいと思
います。よろしくお願いいたします。

会 長： 第5回になります京丹後市まちづくり委員会の委員の皆様、5回もご協
力いただきまして、本当にありがとうございます。先ほど事務局からあり
ましたけど、今日が委員会としては最後になりまして、今日で答申案が固
まって、そして月末には市長の方にお渡しするという段取りでおります。
どうぞよろしくお願いいたします。

事 務 局： ありがとうございます。それではここで配布資料の確認を行います。
(配布資料確認)

それでは条例第7条第3項の規定により、会長が会議の議長となりますの
で、ここからは会長に議事進行をお世話になりたいと思います。中谷会長
よろしくお願いいたします。

会 長： それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まず、会議録確認
者の指定をいたします。「京丹後市審議会等の会議の公開に関する条例施
行規則第5条第2項」の規定により、「会議録の内容について、会長が指
定した者の確認を得るもの」とされていますので、私から指名させてい
たできます。たいへんお手数ですが、土出委員さんと小林委員さんにお願
いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、次第4の審議
「京丹後市まちづくり基本条例」の検討及び見直しに係る答申(案)つ
いて、事前に各委員様にお送りしてありますので、すでに目を通していただ
いていると思いますが、これを最終的な答申として良いかどうか本日は審
議していただきたいと思います。それでは事務局から答申(案)の説明が
ありますので、よろしくお願いいたします。

事 務 局： (答申案説明)

会 長： ただいま事務局から大変丁寧な説明をいただきましたが、皆様からの
意見を頂戴したいと思います。できるだけ全ての方にご発言を頂ければな
というふうに思っております。冒頭、出来れば何ですけれども、3つの視
点を提示いただいて、その視点に導かれて、こうした議論を重ねてきたわ
けですので、今こうした答申案が出てきているという段階で、もう一度新
川先生に少し冒頭のコメントいただければと思います。よろしくお願いいたします。

アドバイザー： 本当に皆様方のご意見をこういう形でまとめていただいてご苦勞様で
ございます。まとめ方としては十分汲んでいただいたものというふうには
考えています。具体的な改正案につきましても、特に公職選挙法それ
から民法の改正に伴います今回のご提案については、ごく妥当な内容で

はないかというふうに思っています。若干気になりますのは、せっかく色々と議論いただいた内容というのが、多少はそれぞれのご意見を丁寧に拾っていただいているのですけれども、今もそれが若干方向性をあまり持たないままに出されてきているのかなというのがある、例えば 3 ページの見直しを検討する中での意見、それから最後にまとめていただいた 3 つ目の終わりにというところをご覧いただければお分りのとおり、委員会として色々意見は出たけれど、発散をしてしまったというところが少し気になるといえば気になるところがございました。少し重要な論点かなというふうに私が感じたところだけ申し上げますので、もしもこれからの議論の中で、こういうところメリハリをつけたいというようなところがあれば参考にさせていただければというふうに思っております。

1 つ目は、議会行政に関わってのところですが、市民参加へ一定行政としては、一生懸命対応してきているということはあるのですが、どうも本当に、いつでもどこでもどんな場面でも、その参加というのが確立されているかどうかという点については、どうも市のお考えで進んでいる所、進んでいない所があるのではないかと、そういう点で実は、市民参加の仕組みそのものが制度としてしっかりと行政の中で出来上がっていないのではないかと気がかかりました。それは早い段階での情報の共有がなければ、市民参加は進まないわけですが、そういうことを実際に確実にするようないくつかの手立て・手順というのがあるかと言われると、これも少し曖昧かなというところもありまして、そういう市民参加の仕組みを確立していくというの、いくつかいただいたご意見の中では重要なポイントかなというふうに思っておりました。それとの関連で、市民参加の制度のようなものも、これからもっと充実をさせていくという時に、これも各委員から色々出ていて、どのようにまとめたらいいかと悩ましいのですが、関連して重要な論点は、実は若い人たち今回中学生のアンケートとかもあります、若い人たちのご意見というのをどう受け止めて、そしてそれをどのように反映をしていくのかということが全く見えないというところですが、そのせっかくご意見を出していただいているのに、その行く先がよく分からないというのは、一番問題かなと思っています。同様に女性あるいはもう少し年齢で言えば、青年層の方々の参加や、そのご意見を反映するような場、それを行政として責任を持って聞いていく、そしてそれに対する対応をお返ししていく、そういう仕組みというのをこれから考えていかないといけないですし、そういう意味での参加のシステムのような整備というのは、条例が制定されて 12 年経っており

ますので、そろそろきちんと考えても良いのではないかというのが、大きな1点目であります。

それから大きな2点目は、2番目のサービスの問題とも関わるのですが、行政の決定における参加の仕組みということだけではなくて、むしろ市民の皆様方と一緒にサービスを作っていく、協働ということが言われているのですけれども、そういう協働の仕組みそのものを積極的に進めようというような議論があまり見られなくて、ご意見の中でも市民との協働ということをもっともっと進めていってはどういうご意見をいただいております。そういう点では、この協働の仕組みというのを、市として、どういうふうにこれから積極的に取り組んで行かれるのかという姿勢とか立場・立ち位置とかというのが、不明なのではないかというふうに思っております。このあたりは、行政のあり方、それから市民サービスを提供していく時のあり方として、今後ますますこの協働ということに大きくシフトしていかないといけないという時代だろうと思っておりますので、このあたり協働の仕組みづくりやそれを市の側でも積極的に進めていくということが重要になってくるのではないかというふうに思っております。

それから大きな3つ目として、行政として考えておかなければならない点として、先ほどの市民参加の時の情報共有もそうなのですが、やはり市民の皆様との関係で言うと、情報の共有ということ、そして市民との対話の中での言ってみれば行政側の答え方・応答の仕方、そしてその中の説明責任を果たしていくということをも、もう一度チェックをしていく必要があるのではないかというのが大きな3点目でございます。委員の皆様方からのご意見の中で、市民の方からの情報をお伝えしても、なかなか的確にそれに対する応答であるとか、行政の対応の仕方とかというのが、しっかり伝わってこない。何もやっていないということではないのですけれども、そこでの十分な説明責任が果たせていないのではないかと、そういうようなところもご意見としてあったかと思えます。そういう意味での情報の共有そして市民との対話、それに対する行政としての説明責任、これも大きな三つ目の論点・課題としてかけておきたいというふうに思っております。

大きな4つ目は、市民の皆様方からのご意見の中で、やはり地域がだんだんと高齢化その他の事情の中で、活動力が落ちてきているという話もいただきました。そういうところで、改めて地域の仕組みづくりということに積極的に取り組んでいくということが、課題かなと思っております。終わりのところに少しだけ書いていただいているのですけれども、もう少しそうした地域の自治というものも、市民の力で作り上げていくということ、

そしてその市民の地域づくりとの対応で、市民局のあり方を組み替えていくということをそろそろ考えていく、そういう時期かなというふうに思っております。市民局に対するご意見も色々いただきましたので、むしろこれからは、地域の自治の中で、様々な地域課題を積極的に解決して行く、そのお手伝いを市民局やあるいはもう少し大きい仕組みの中で、支援・応援をしていくというような、そういう市民と行政との新しい地域での協働の仕組みというのが必要になってくるのかなと思いつながり話を聞いていた次第であります。そういう意味での地域の自治の仕組みづくりということについて、もう少し積極的に、せっかくのご議論・ご意見を色々いただきましたので、こうした課題を解決していくためにも、これから積極的に検討をされても良いのではないかなというふうに思っております。

大きな5番目として、そういうふうな地域の住民の皆様方の活動というのを支えていくということを考えた時に、言葉として中間支援というような言葉を出していただいております。その点では、この中間支援の仕組みというの、もう少し強く市としても積極的に応援しますといったようなそういう方針を出していただければというふうに思っております。当委員会の意見にも、このあたりは十分なるのではないかなというふうに思っております。もちろんこの中間支援というのは、単にNPOとかボランティアとかといったようなことだけではなくて、本市の特徴から言うと、行政区あるいは自治会の活動というのをもっと積極的に支えていけるようなそういう中間支援というのが、これから必要になってくるのではないかなというふうに思っております。そうした地域の活動というのを支えるような人材やあるいは組織化、運営管理、そうしたものに対する支援というのが必要ですし、より良い地域の自治の仕組みや団体の組織化ということをどう具体化していったら良いのか、もちろんあの1人1票のような話もありましたけれど、そういうものも踏まえて、より良い仕組みづくり、そして地域が活発に活動できるような、そういう条件を整えていくというような意味での中間支援というのが、これから必要になってくるのではないかな、行政が言うと上からになってしまいますので、同じ市民の中で、専門知識・専門性を持った方々が、こういう市民の活動というのも一緒に支えながら走っていく、そういう姿が望ましいのではないかなというふうに思っております。

最後にします。条例がなかなか認知されないということで、せっかくの条例がもったいないですねという話をたくさんいただきました。これにつきましては、やはりせっかくの条例ですので、もう少し市民生活の中で活かしていただくような、そういう対話や議論やそういう場合は、やはり継続

的に小さい部屋の集まりでもいいと思っているのですけれども、地域の中で進めていくということを、これは行政の側の取り組みとしても必要なのではないかというふうに思っています。色々と先ほどの地域自治の仕組みもそうですし、色んな市民活動の促進ということも関わるかもしれませんが、まずはこの条例というのも一つ大きなテーマにさせていただいて、市民の方々との対話や市民間での議論の場、その中で、まちづくりについて一緒に考えていただくようなそんな機会というのを、もっともって作って行っても良いのではないかというふうに思っています。従来型の組織の中での議論というのは、色々とされているかと思えますけれども、改めてこの条例をベースにした将来を展望するようなまちづくりの場といったようなものを、少し全市的に、しかし一度に何もかもという大変ですので、小さな集まりというのを重ねるような取組みが、これからこの条例の認知を広げる、市民生活を支えていっていただくような、そういう場として活かしていければというふうに思ってお話をさせていただきました。以上 6 点です。

会長： ありがとうございます。今 6 点ほどご意見をいただいて、この後整理しますが、主にこの議事録の内容に基づいて、例えばこんなふうに整理ができるというそういうアドバイスだったと思いますので、今のご意見等をもちろん頭に置きながら、このあと議論いただきたいと思います。新川先生にいただいたご意見は 6 つあったわけですが、最初に市民参加の仕組みが、本来もっと議論としてあったのではないかと、盛り込んでいるかというご指摘だったと思います。その中では、情報共有の仕組み、それから若い人・青年層の参加、これが足りないというところをもう少し浮かび上がらせることもできたのではということ。2 つ目が、協働の仕組みを市としてどう進めるかということ。3 つ目は、情報の共有のことも、もう一度おっしゃいましたけれども、特に行政の側の応答の仕方とか、行政の説明責任というあたりをどういうふうにこの答申で考えるかということ。4 つ目が、高齢化で活力が落ちてきている中で、市民の自治が求められてきているのだけれども、その具体的な形、例えば市民局のあり方を変えていくことへの踏み込みとうはどうだろうかということ。5 つ目が、中間支援といったものを、実際に支える人材ですとか組織化ですとか運営ですとかそうしたことも念頭に置いた上で、もう少し強く打ち出せるのではないかと、特に NPO 等大事だけでも、それだけでなく、行政区・自治会の活動をどのようにサポートしていくような中間支援の形があり得るかということですね。6 つ目は、せっかくの条例の認知が低いのではないかという声が色々あったわけだから、もうちょっと拾ったらどうかというご意見でして、

条例をベースにしたような新しい将来を展望した市のスタンスを作っていく、そうしたことについてのもう少し書き込みがあってもよいのではということ。このようなご意見があったかというふうに思います。この後、委員でここまでの意見を聞きながら議論してきたいと思います。それでは、ご意見がある方は挙手をお願いいたします。考えておられる間に、確認させていただきたいのが、終わりのところで自然災害を出して、これ確かに議論として、第4回が特にそうだったのですかね。出ていたなということがあったと思うのですが、議事録の方では、この自然災害に関して、あまり抜粋としては出ていなかった気がしますので、そこは整合性の意味で少し抜粋の方にも拾っといた方がいいかなと思いましたがどうか。

事務局： 今回参考につけさせてもらっています前回までの議事録及び抜粋ですが、第4回については抜粋ができていなくて、議事録をそのままつけさせてもらっています。そのあたりを見ていただくと出ていますので、第4回が抜粋しきれなくて、時間的に間に合わなくてもそのままをつけさせてもらっているということで、抜粋はなく申し訳ありません。

会長： あともう一つの方のクリップ留めのたくさん書いてあるこちらの方に入っているということですね。実際答申をお出しする時には、今この答申案とついているこちらの形が基本になるわけですね。

事務局： 答申案のこの形が基本で考えています。

会長： この参考も一緒につけてお渡しをする事になるのですか。

事務局： この参考はつける予定はしておりませんので、この答申案のみを答申として、市長にお渡していただくような格好で今考えております。

会長： では、皆様ご意見いかがでしょうか。

委員： 今、アドバイザーが言われた中で、例えばまとめ方として、皆さんの意見を抜粋していただいていますけれども、内容があっちこっちにあって、少し読みづらくなっているところも感じておりました。アドバイザーが言われたような6点をまず挙げて、その中に意見を入れていくという形でまとめていただければ読みやすいと思います。例えば、市民参加の仕組みについてといえば、その意見を入れたり、協働の仕組みについてだったら、そういう内容を入れてもらうというまとめ方が読みやすいのではないかなと思いました。それと些細なことですが、5ページで、ちょうど中間のところにあります、自分の得意な分野から入っていくというところで、行の空白がありますね。そこは詰めてもらったらと思いますし、それから6ページで、歴史の一步が数字の1になっているのですが、漢字で表した方がいいのかなと些細なことですが思いました。

- 会長： ありがとうございます。文言の部分は、行政として違和感がなければ、いくらでも直していただければと思いますし、何か規定的なものがあるのでしたら、それでも結構かと思えますけども、今おっしゃったように、全部の抜粋から構造化して書いていくのはなかなか大変だと思うのですが、終わりのところに、例えば市民参加の仕組み・協働の仕組み、市民が自発的に進めていくべきであるという内容を追加してくれていますし、そのあたりはやりやすいことですし、大事なことでもありますので、ここで最終的にその方向でということになれば、追加していきたいというふうに思います。他の皆様いかがでしょう。
- 委員： 事前にいただいた中で、2の見直しを検討する中での意見について、本当にこれで答申するのでしょうかということをおもいました。第3回の時に、アドバイザーからいただいた見直しにあたっての視点で話をしたことが、そのまま議論が進まなかったと言いますか、例えば1つ目の議会と行政が変わったのかという視点でも話しましょうということで、その視点で議論するために、市として取り組んでいる資料を出してもらっているのですが、それをしたことで、どう結果が表れたのかということは、その時に、行財政改革のことなども見てはいたのですが、具体的に私たちには、どう変わったかという評価をしたりなど、分からないまま第3回が終わってしまって、第4回には、18歳にするか20歳するのかという議論が中心になってしまって、何か不完全燃焼のまま、答申でこういうふうになってしまったのかという気持ちです。今その視点で話し合いを持ちましょうねということで、色々議論をして、最後改めて議論したことを校正し直すというところで、アドバイザーが言われた6つの構成の仕方と言いますか、再度まとめていくというやり方はどうですかというご提案を聞かせてもらって、私は是非そういうふうにしてもらえたらと思いますし、意見の抜粋で出すというのではなくて、ある程度6つの枠組みの中で、どういう意見が出たかということは要約をしていただくと、答申で受ける方側としても、分かりやすいなというふうに思いますのと、たまたまもしかしたら資料をつけられるのかなというふうに思いますが、この5回の議論がどういうふうに進んできたのかというように分かるように、参考資料としてつけていただくといいのかなと思いました。ここに至るにいたっての過程と言いますか、参考資料としてつけていただけたらと思いました。今回の答申の中に入れてほしいという意味ではない意見ですが、先ほども言いましたが、第3回の議論が重要になるはずだったと私は思っていたので、行財政改革の評価などもう少し聞かせて欲しくて、それに対して意見が言いたかったというのがありました。条例の見直しの視点でも、何々が変わっ

たかという視点でお話をしてくださいと言われているのに、現状とか前回の状況が分からないまま、何が変わりましたかと言われても、どう変わったか分からないまま話をしないといけない、変わったかどうか分からないが、現状はこうだと思いますという話をしなければいけなかったのは、つらかったなと思いますので、何年後かの見直しのために、現在の状況について、行政の皆さんの内部評価でもいいので、しっかり評価をしていただいて、それを参考にして、今後の会議の時には、令和元年度の時はこういう状況でした。今どう変わっているかということ、評価をする話の時の参考にしてくださいということで、出てくると分かりやすかったかなと思います。またちょっと他にもこの答申の問題ではないところで思うことが色々ありましたので、またそういう時間も作っていただけたらありがたいなと思います。

会長： ありがとうございます。今おっしゃったのは、先ほどアドバイザーのおっしゃった3つ目の論点にありました、行政のその応答の仕方とか説明責任とかそこに深く関わる事なのだろうなと思います。今日の委員会もまた議事録に残っていくということになるのですが、市民に対しての情報共有をしっかりと進めていく、説明責任を果たしていくという時に、説明の仕方について、今おっしゃったように、現場説明などで終わるのでなく、何が変わったとか、何を目的にした議論に対して、どういう活動に基づいてこういうことがありますなど、より分かりやすく説明していただくということが必要ではないかと思いますので、例えばですけど、そんなことをこの答申の終わりのあたりにでも、加筆等をしていくと良いのかなという気がいたします。色々テーブルに乗せてしまいませんか。他に何かご意見ありますでしょうか。

委員： アドバイザーにおっしゃっていただいたことが一番気になります。基本的には、これだけの多様な意見が出る中で、20歳から18歳に変えるということで、今日の答申は、もしかしたらホームページ等で公開されるのですかね。そういった部分で市民には当然知っていただく機会ではありますが、やはり基本的には、このまちづくり基本条例のこの条文が一応表に出ますから、アドバイザーがおっしゃった部分も皆さんの意見の中でありましたが、やっぱり認知度が低いという部分が、すごくその話に関連していると思っていて、色々な議論は出るのですが、触るのはここだけと。実はまちづくり基本条例を見ると触れないのですよね。なかなか我々の意見をどこに落とし込むかと。これはまた4年後の改正でも、上位の法律が変わったとかそうでない限り、中身を変えられるような使い方になっていないのですよね。だからそこが一番歯がゆいところですよね。まちづくり基本

条例とはという基本的な部分だと思うのです。以前から私は感じていたのですが、まちづくり基本条例の中で、高齢者の福祉のことなど何も書いていないが、なぜか子育てのことだけ書いてあるというのが、よく考えたらおかしい話です。まちづくりと子育てについて書いたら、もっと幅広く書いたらどうかということなのです。何の議論もされていなくて、すごく違和感があります。根本的なことで以前から感じております。しかし、答申の日程が進んでおりますので、そこまで言いませんが、これがいわゆるまちづくり基本条例の限界かなと思います。これだけ多くの若い皆さんの意見があったので、条文の中に何か落としこめるような、あまり建前だけの言葉の羅列では、認知度がいくら上がっても、浸透してこないかと率直にそう思います。何か条文に落とすことによって、市民の皆さんに身近に感じてもらえるようなことをしなければ、上位の法律が変わったとか、何かが変わりそこだけ触ったって、それはなかなか理解が進まないというのが私の率直な意見です。

会長： ありがとうございます。根本的なご意見だと思いますので、その条例の認知の低さそのものつまりそれが本当に動いてなかということについての危機感だと思うのですね。中身的には、高齢者のことが触れていないということもあるのですが、危機感だと思います。ですから、せっかくまちづくり基本条例を作っているというのも、それが本当に知られているのか、機能しているのかというあたりの危機感表面的なものというのは、何か文言として、答申の中に入れてもいいのかなと思います。他お願いいたします。

委員： このまちづくり委員会に、色々な意見を言わせていただいて、これをまたどうやってプロジェクト化して、夢を現実に実現していくのかということ考えた時に、ぜひ絵に描いた餅にならないようにしていただきたいなと思っているのと、それからアンケートについても、ただこの時間にこの紙に書いたら終わりということではなく、やはり今おっしゃったように、私も少し危惧している点があります。最近の経験上で、少しお話をさせていただきたいのですが、実はある会議がありまして、先日秋田県の雄鹿の市長さんと少しお話をする機会があったのですが、会議の中で少しご紹介いただいただけでしたので、お話があまり長く聞けなかったのですが、京丹後市ですということで、少しお話聞かせていただければでしょうかということをお伺いしましたら、結局その市長さんは、駅が終点で、その終点の駅の周辺にコミュニティを作って、若い人たちがそこを自由に使ってお店を出したり、そこを中心に色んなイベントをしたりというような形でまちづくりをしていて、なまはげの有名な所なので、そういうことでも、

本当に地を這うような苦勞をされているというお話を伺いました。それともう一つは、マクロの話ですけれども、事務員さんを今回募集したのですけれども、来た方は3人ともバツイチで、大変な苦勞しているというお話を伺って、女性の働く場としてすごく求めているのだな、大変なのだなお話を伺って、すごく胸が痛くて、3人とも雇用をしたかったのですけれども、そういう気持ちの中で、まちづくりをするにあたって、私達は今回でこの委員会は終わりですので、また次の方にご意見を伺うと思いますが、それをではプロジェクトチームで意見を伺って、誰がそれをまとめて、どうのように夢をカタチにしていくかということが全く分からないので、これを本当にカタチにしていくにはどうするかという議論ですかね。夢をカタチにするのだというそのエネルギーをいただきたいというような気持ちになりました。

会長： ありがとうございます。本当にそういう具体化をしていかないといけないですね。他いかがでしょうか。

委員： 今回改正案ということで、若い世代、18歳未満にするという話がありました。非常に重要なことだと思うのですが、この青少年の年齢を引き下げたこの世代が、いつまちづくりに参加していただくのかということに関して、権利は与えられていても、その権利をどう使ったらいいのかというところまで、若い世代に伝えるとか、レクチャーするというような機会というのが、重要なのだろうと思います。そういう意味では、先ほどありましたように、アンケートも重要だと思いますし、まちづくりに自主的に関わっていただくような仕掛け、学ぶ機会というものがあるのかなと思いました。それからもう一点、終わりにというところで、市民同士の自発的な助け合いの中でとか、全ての市民が協力していくことが必要であると記載されていますように、重要だと思うのですが、もう近い将来には、モノとモノでさえつながる時代です。車と車がネットワーク化され、つながるような時代ですし、そういう中で、やっぱり人と人とがどう繋がっていくのかということが、今求められているのかなと思います。そういう中で、ネットワークは、京丹後市としてどういうふうになが繋がっていて、どういう課題にどのように対応していったらいいのかということの後押しするようなことを、ぜひこの条例を活用し、行政として積極的に取り組んでいくことが、終わりの中で何か触れられるのかなと思いました。行政の方向性も必要と考えますということは確かにそうなのですが、何かもう一歩欲しいなというのが私の印象です。

会長： ありがとうございます。人と人のつながりに、もう一歩踏み込んだ表現が欲しいというですね。このこと自体も、先ほど新川アドバイザーもお

っしやったことと繋がっているかと思えますね。他にご意見ありますでしょうか。

委員： 今年、会議等に結構参加させてもらっていて、この場に来て分かることが、先ほどからこの議事録にも書かれているのですが、意見を言ってしまうというふうな答申書にまとめられてということがあるのですが、どこまで行っても、これってどこに伝わるのだろうという疑問が拭えなくて、この答申があるのですが、元々のものって全てのものを網羅できるように書かれているので、その答申が一体どう響くのだろうというのが、少し何かイメージが全然湧かないというのと、そもそもこういう委員会で、悪口ではないのですが、企画の方しかいない状態を出した意見が、全然違う福祉でも教育でも色んな課に跨るようなことを言われているのに、課長クラスや上の人クラスさえ聞けばいいという話ではないと思っていて、最近市役所の若手職員の方と触れ合う事とかも多いのですが、たぶんその人たちは、この文章を見ても、背景も何も見えてこないし、どういう人が意見を言ったかというのも全然伝わらないし、これで何かが変わらなくても、この委員会の後ろの席に、毎回違う人とかが参加しているとか、市長や上のクラスの人だけが把握したらいいというものではないのかなと思っていて、今後、こういう委員会というのがある時に、意見はなくて言わなくても、聞ける体制と言うか、時間を割いてでも来たほうが、時間を割くって言っても2時間ですけど、この文章を読むのなんでもっと大変だから、来た方が効率的なような気がするし、それが何か自分たちの仕事に、みんなつながっていくのではないのかなというのを感じました。私こういう文章を読むのがとても苦手で、議事録を読んでも、やっぱりその場で聞くよりも分かりづらいですし、これから何とか委員とかが、形上のものでなくて、せっかくやるのだったら、実のあるものになる仕組みが、これからできていくといいかなというのを少し感想として思いました。

会長： 非常によく分かるのですよね。色んな事を議論してきて、それが最終的に、ある種のかたい行政の言葉と書類になってきた時に、そこ自分との間にある距離の感覚ですね。それはとてもあると思います。まさにそこを埋めていくようなやり方が必要なのだと思うのですが、でもこの条例が、本当にしっかりと生きたものになっているのか、市の変化に流してきたのかということに関しては、ある意味期待もあるけども、割と厳しい意見というのもこの中にあったと思うのですが、しかし根拠になるものだからこれを磨いていかないといけないのですよね。そのあり方は、本当にそういうことだけでなく、今おっしやったような会議の仕方そのものとか、色んな事に関係していくものだと思うので、そこに対する道筋が

何か見えるようなことが出てくれば、少しでも一歩前進なのかなと思うの
ですけどね。他ご意見いただければと思います。

委員： 何を諮問されたのかなと考えると、この条例の文言だけをこのままで
良いですかというふうに諮問されたのであれば、13条の具体的な変更はそ
こだけということになると思うのですが、今あったように、この条例が生
きたものになっているかどうかということを考えて時に、この答申の例え
ば視点1のところ、こんな話でしたっけというか、よくやっているという
ような例えば、私の提案意見箱などがあって、反映するように努めている
のですけども、これがどれぐらいの意見が本当に出ている、例えばパブリ
ックコメントなんか出した時に、市民からどれぐらいの意見が出ているの
か、仕組みがあっても、それが生きているかどうかというところを、本当
は見えていかないといけないのではないかなと思っています。市民が本当
に参加するために必要なのが、中間支援組織みたいなところなのかなと思
っていますので、実際この答申を見ると、具体的な変更については、その文
言のところだけで、後はこの会議の中での意見として、こういうのがあり
ましたと並んでいるだけなので、この委員会が何を求められているのかと
いうのがですね、少しどうなのだろうと思いました。本当に新川アドバイ
ザーから大事なことを教えていただいたかなと思っています。早い段階での
情報共有できる手立てがあるかとか、市民が参加できるような仕組みが整
っているかだとか、絵に描いた餅にならないように、本当に生きているか
どうかというところを見たいかなと思っていますのですけども、文言の所だけ
を見るための委員会なのかなと少し思いました。

会長： ありがとうございます。視点1のところの抜粋に少し違和感がある
ということですね。とても大事なことです。本当によくやっていますだけ
で済むのではないということであれば、少なくともその視点1のところ
であったとしても、でも実際には本当に生きているかどうかよく分からな
いとかですね。そうしたご意見として、少なくとも追加しないといけない
と思いますし、再三申し上げているとおり、終わりのところが一番まとま
った意見になってくるので、そこで今こうやって出ている意見を、しっか
りともう一度書き込む形で、ブラッシュアップしていければいいのではな
いかなと思います。新川アドバイザーがおっしゃった6つの視点、非常に
大事なので、私たちもそれに言わば助けていただいて進めていますけれど
も、なおかつそれをまた私たち自身の意見・委員会の意見にして行かない
といけません。他にご意見いかがでしょうか。

委員： 福祉関係の仕事でいくと、例えば課題の解決が難しいなというケース
があると、色んな立場の人が集まって、事例検討をしたりとか、スーパー

バイジングしてもらって、今まさに進んでいる事を、みんなで議論して、明日に活かすためにやるわけじゃないですか。今ここは一定の評価の場所なので、その途中経過の事をやる場所ではないのですけれども、今後私は、やっぱり今回ここに来て難しかったので、先ほどの話とつながるのですけど、前がどうなっていて、今がどうなっていて、どう取り組んだらどう変わったかというのが、全ての事が理解できないままここにいるという辛さがあったので、例えば何点かの部分だけでもいいので、例えば、結構私この第3回目の資料1を中心にいつも見ているのですけれども、例えば市政参加の機会の充実で、主な取り組みとしてやった、例えば1の広聴活動の充実による市民のニーズや意見・提言の吸い上げというのをしました。具体的にこのようなことを取り組んでいます。中間で先ほど言ったような事例の検討会をすとか、スーパーバイジング、例えば新川アドバイザーに来ていただいて、その途中でバイジングしてもらって進めていくというようにその時の視点が、先ほどの市民の参加ができる仕組みはどこになっているだろうかとか、協働の仕組みってどうなっているのだろうかとかチェックの項目があって、その企画を進めていく時に、ここを大事にしていけないといけないから、こういう企画にしたとか、ここに具体的な工夫をしたとかということ、チェックしながら進めていくということ、全部の事業は難しいかも分からないですけど、その取組み途中の部分のところでやらないと、3年後にまたやってどうだったのかと言われても、どうなのかなというのがすごく思います。この答申がどうのではなくて、明日からのこととかが気になると言いますか、事業の報告をそれぞれ市の方なので、事業の計画を立てて、報告をする時に、その報告の所に例えば、この市民参加の仕組みはチェック、協働の仕組みチェック、情報の共有はどういうふうにしたかチェックのようなことで、必ずそこを見て行くのだということをしていかないと、本当に評価にはならないし、生きたものにもならないのかなと思います。先の中間支援ということとかがどうだという時に、スーパーバイジングしてもらおうのが、例えば中間支援の専門職の方に来ていただいたりとかしてやってきても、具体的に何かなるようなことを考えていかないと、何年後かの委員会の時、もし私が呼ばれたらまた同じようになるのではないかなと思いました。

- 会長： ありがとうございます。こういう会議等での情報共有とか説明のあり方、それが項目として、しっかりと整備されているとか、時系列で追うことができるとか、そういう一つずつが整備されていないと、なかなか市民としても議論をしづらいということですよ。他いかがでしょうか。
- 委員： 私は、本当に何も知らない状態でこの会議に参加させてもらったので、

この条例を知れたということだけでも、私の中ではすごい大きな一歩だったなと思うのですけども、それが他の市民の皆さんに知ってもらえるように、会話の中だとか、市民間での議論の場にできたらということで、私も友達にこういう会議に参加しているというのを言った時に、こういう会議があるのかということで、少し気にかけるではないけど、知ってもらえる場があったので、そういう会話の中で、少しずつでも知っていつてもらえたらなと思います。やっぱりそれは上辺だけではなくて、少し一歩深いところまで広くみんな知ってもらえたら、またこの市民参加への意識も少しずつ変わっていくのではないかなと思いました。この会議に参加させてもらって、こういうことなのかとか、そうだったのかということが多々あって、とても学ばせてもらったので、本当にこういう場が少しずつでも広がっていったらいいなと思いました。

会長： ありがとうございます。各委員がご指摘なされたように、色んな意味で説明の仕方だとか、進め方だとか、項目のチェックの仕方、時系列の変化のおり方等々色んな議論の中で、課題を抱えていたと思うのですけどもね。それでもこの会議、こうやって市民も参加してということでもあるので、だからこそ、今出てきたこうした意見も取り入れて、次にはさらにブラッシュアップしたような委員会にしていけないわけですね。まだ色々ご意見あると思うのですけども、15分ほどいただいて、事務局と相談をした方がいいと思いますので、どういう形で最後この答申をまとめていくかというところ考えたいと思いますので、3時10分には再会ということで一旦中断をいたします。

(休憩)

会長： お待たせいたしました。それでは再開いたします。今どのように最終的にまとめていくかということを経済局と相談してきたのですけれども、今日のこの最後の会議で出てきた熱い意見を活かさないと絶対にもったいないということで、やり方を変えることにいたしました。そこでどう変えていくかということなのですが、この答申案を見ていただいて、その3ページですね。この抜粋の仕方等について、そもそも色んな問題点をご指摘いただきましたし、そもそも新川アドバイザーがおっしゃったような、意見としてしっかりと構造化して示すということも十分ではありませんでしたので、この2のところを付帯意見というふうにしまして、条例を生きたものにするためにという項目を設けたいということになりました。その条例を生きたものにするために書いていくことが、今日まさにここに出てきた意見、これをしっかりと書き込んでいこうということです。そのベースになるのは、新川アドバイザーがおっしゃったその6つの視点という

ものを入れていきながら、今日ここでいただいた色々な意見を、そこに書いていくというふうなことで、我々の危機感と、そしてもちろん期待もあるわけですね。条例そのものは、まだ届いていないとか、市民が理解できていないとか、あるいは説明が十分でないということがあっても、やはり磨いていくべきものですから、だからこそ生きたものにするためにという形で、ここに書いていくというふうにしたいということです。その中で、もう一度振り返ってみますと、市民参加の仕組み、協働の仕組み、それから行政の応答説明責任のあり方、市民自治の市民局とのあり方、そして中間支援をさらにもっと打ち出していく、そして何よりこの条例の認知そのものに関して、まだまだ問題があるということです。こうしたことしっかり書いていくということです。そうするとどうなるかというと、この抜粋もぼっさり落とします。落としてその代わりに、こちらにせつかくこれまでも議論してきたことが載っているわけですから、第5回の議論もそこに付け加えた形にして、太くなりますけども、それも一緒にして答申でお渡ししようというふうにしますので、そうしますと意見の漏れはないという形にできるかということです。最後の終わりにですけども、先ほどから申し上げていたように、条例を生きたものにするためにという項目とも合うように、市民の参加や協働とかですね。その仕組みを持ってやっていこうとかそうした事の書き込み、かつ18歳に引き下げることの意味というの、やはりしっかりと合わせて行かないといけない部分ですので、先ほどご意見を頂戴していたように、18歳に引き下げていったら、18歳の以下の人達に、積極的にこの京丹後市のまちづくりに参加していただけるみたいなことを後押しするというふうになってきますので、そうしたこともここでしっかりと書こうということです。それから市民同士の助け合いやネットワークなどそういう言葉の意味として、もっと人と人の繋がりというところは、出しておかないといけませんよということもいただいていますので、これも終わりの中での今後の改善点として書き込んでいこうということ相談してきたところです。ということでかなり変わりますので、ただそれは本当にせつかく今日出していただいた意見を無駄にしないための事務局の決意として、むしろ出すべきだとなりましたので、ちょっとその分、今日全部消してしまうはずだったのですができなくなりまして、この今申し上げたことをしっかりと文言に書き込んでいって、こういう文章になりますということを審議していただくために、文章をお渡しして、また見ていただく時間を取るといいうふうにしていきたいと思っております。ただし最終的な27日の答申までには、間に合わせないといけませんので、ちょっとスケジュール感、どんな形で皆さんのお手元に最後答申案が回って

きて、それを見ていただいて、市長にお渡しするというスケジュールについて、事務局からご説明いただきたいと思います。

事務局： 説明がありましたとおり、まとめた答申案を見ていただきたいと思います。できれば来週後半までには、メールで送らせていただきたいと思うのですが、アドレスを知らない方は、後で教えていただければと思います。郵送するとどうしても時間がかかりますので、出来たらメールで送らせていただければと思っています。来週の後半までに送らせていただいて、できましたら、その次の週の水曜日までぐらいにご意見があったらいただきたいというふうに思います。それをまとめさせていただいて、会長と調整をさせてもらい、27日という予定です。細かい文言などのご意見もいただいたと思うのですが、若干まかしていただくことも出てくるのかと思いますけど、最終27日には答申をしていきたいなというふうに思っています。そのようなスケジュールでお願いをしたいと思っております。

会長： ということ急遽そういう形に変えましたが、皆様このような進め方でよろしいでしょうか。そうしましたあともう一手間ということになりましたけども、せっかくの熱い議論を活かすために、よろしく最後までご協力お願い致します。ありがとうございます。それでは次第5のその他がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： (その他説明)

事務局： それでは以上をもちまして、本日のまちづくり委員会を終了したいと思います。正直今日どうなるのだろうと少し心配もありましたけれども、まさに先ほど出ておりました行政の説明責任といますか、その果たし方といますか、まさに浮き彫りになったのかなと少し痛感をしているところでございます。また今申しましたように、答申案を変えまして、皆さんの方にまたお世話いただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。今回で一応最後の委員会ということになるということですが、集まってはいただけないですけども、もう少しお付き合いをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。それでは閉会にあたりまして、川戸職務代理からご挨拶お願いしたいと思います。

職務代理： 皆様どうもお疲れ様です。5回この委員会が行われました。委員の皆さんの貴重な意見を頂戴いたしまして、立派なまちづくり基本条例ができるというふうに思っております。やはりこのまちづくり基本条例を、市民の皆さんがいかにか受け入れてくれるかということやら、地域それから地域のまちづくりを描くのに多く取り入れて、活用していかなければと思っています。区長会の代表としてこの委員会に参加している中で、今市が行おうとしている小規模多機能自治と、それから新たなコミュニティづくりとい

ったところで、まちづくりを地域でしっかりと描いていこうという行動をとっているわけですので、その中にやはりここでも出てきております女性の参画をどうするのかとか、それから住民の参加型の取組みをどうするのかといったことをしっかりと頭に入れながら、進めていき、受け止めていきたいなと思っております。京丹後市のまちづくりに本条例が活かされることを期待したいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

事務局： ありがとうございました。皆様、大変お疲れ様でした。